

第84回全日本学生ヨット選手権大会

帆走指示書

1. 規則

- 1.1 本大会には、『2017-2020セーリング競技規則』（以下、RRSという）に定義された規則を適用する。
- 1.2 以下の規約及び申し合わせ事項を適用する。（全日本学生ヨット連盟のホームページから入手可能）
 - (1) 全日本学生ヨット連盟規約
 - (2) 470級 学連申し合わせ事項
 - (3) スナイプ級学連申し合わせ事項
 - (4) 【DP】 艇体への大学名表示に関する学連申し合わせ事項
- 1.3 RRS 付則Pが適用される。付則P 1文中の『セール番号』は、『セール番号または艇の識別番号』と置き換える。これは付則P 1を変更している。
- 1.4 RRS 付則Tが適用される。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「ARB」を用いて記録される。これは、RRS 付則A 1 1を変更している。
- 1.5 RRS 付則Dは適用されない。
- 1.6 【DP】は、その規則の違反に対するペナルティーを、プロテスト委員会の裁量により、失格より軽減することができることを意味する。
- 1.7 【SP】は、レース委員会またはテクニカル委員会が審問無しに標準ペナルティーを適用することができる規則を意味する。これらの違反と関連するペナルティーのガイドラインは、公式掲示板に掲示される。標準ペナルティーを課された艇の得点略語は「STP」である。レース委員会またはテクニカル委員会は抗議することもでき、その場合は審問を経てプロテスト委員会の裁量でペナルティーが決定する。これはRRS63.1、A5及びA11を変更している。
- 1.8 【NP】は、この規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これは規則 60.1(a)を変更している。
- 1.9 【DP】規則40『個人用浮揚用具』を次のように変更する。
 - (a) 『水上にいる間、衣類又は個人用装備を一時的に変えたり整えたりする場合を除き、競技者は個人用浮揚用具を着用しなければならない。ウェット・スーツとドライ・スーツは、個人用浮揚用具ではない。この項は規則第4章前文を変更している。』
 - (b) 国際スナイプ級クラス規則C 3.1 (a) に次を追加する。
『個人用浮揚用具には、浮力40N以上の個人用浮揚用具も含める。』
- 1.10 規則41（艇は、以下を除き、外部からの援助を受けてはならない）に以下を追加する。
『(e) 同じレースに参加している自チームの艇との口頭による情報交換』
- 1.11 規則60.1(b)（艇は救済要求することができる）に以下を追加する。
『ただし、艇は、自チームの他艇から受けた損傷又は傷害に基づいて救済要求を行うことはできない。』
- 1.12 次の規則を追加する。
『インシデントが同じチームの艇の間であり、接触がなかった場合、規則第2章の規則違反に対してのペナルティーはないものとする。』
- 1.13 SCIRA規則の「国内及び選手権大会の運営規定」は、同規定9.1に定められたレースを行なう最大風速に関する規定を除き適用されない。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、大会陸上本部前に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1 帆走指示書(以下『SI』という) 5.1、5.2、5.3、5.5のレース日程の変更は、それが発効する前日の18:00までに掲示される。
- 3.2 SI 5.6のブリーフィング開始時刻の変更は、変更する日の08:30までに掲示又は口頭で指示する。
- 3.3 SI 3.1及び3.2以外の変更は、当日の08:30までに掲示される。

4. 陸上で発せられる信号

- 4.1 陸上で発せられる信号は、大会陸上本部前に掲揚される。
- 4.2 【NP】【SP】音響1声と共に掲揚されるD旗が掲揚されるまで艇は、出艇してはならない。予告信号はD旗の掲揚後40分以降に発せられる。ただし、予告信号を発する時刻はSI 5.3の時刻前に発せられることはない。D旗がクラス旗の上に掲揚された場合、当該クラスのみ適用する。
- 4.3 SI 5.2に示されたその日の最初のレースの予告信号予定時刻の40分前までにD旗が掲揚されない場合、その日のレースは時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

5.1 予定されるレース日程とレース数は、次のとおりとする。

日付	国際470級	国際スナイブ級
11月 1日 (金)	3 レース	3 レース
11月 2日 (土)	3 レース	3 レース
11月 3日 (日)	3 レース	3 レース
11月 4日 (月・祝)	2 レース	2 レース
合計	11 レース	11 レース

5.2 それぞれの日の計画されたレースに対して1レースを超えないまで、レースを前倒して実施する場合がある。

5.3 それぞれの日の最初のレースの予告信号の予定時刻は、10:00とし、引き続きの予告信号は前のクラスのスタート後に適宜に発せられる。

5.4 1つのレース又は一連のレースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する最低5分以前に、音響信号1声とともにレース委員会信号船にオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。

5.5 11月4日(月・祝)は12:00より後に予告信号を発しない。ただし、11月3日(日)までに実施した合計レース数が2レース以下の場合、「11月4日(月・祝)は14:00より後に予告信号を発しない。」とする。

5.6 ブリーフィング

レース日の08:30よりブリーフィングを行う。

6. クラス旗 クラス旗は、次のとおりとする。

種目	クラス旗	旗色
国際470級	470旗	白地に青記章
国際スナイブ級	スナイブ旗	白地に赤記章

7. レース・エリア

【添付図A】に、レース・エリアの位置を示す。

8. コース

8.1 【添付図B】の見取り図は、レグ間の概ねの角度、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含む帆走コースを示す。

8.2 国際470級、国際スナイブ級の帆走コースを示す文字は【添付図B】コース見取り図のとおりとする。

8.3 予告信号以前に、レース委員会信号船に「艇の帆走すべきコース」および「最初のレグのおおよそのコンパス方位」を掲示する。

9. マーク

9.1

マーク 1, 2, 3 S/3 P, 4 S/4 P	新しいマーク	スタート マーク	フィニッシュ マーク
オレンジ色の三角錐	黄色の円筒形	レース委員会船	レース委員会船 & オレンジ色円筒形

9.2 マークの数字は無視するものとする。

10. スタート

10.1 スタート・ラインは、スタート・マーク上に「オレンジ色旗」を掲揚しているポールの間とする。

10.2 スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは規則A4とA5を変更している。

10.3 規則30.4の『セール番号』を『識別番号』に置き換える。これは規則30.4を変更している。規則30.4に基づくレース委員会による掲示は、レース委員会信号船のスターン掲示板に行われる。

10.4 【NP】【DP】他のクラスのレースのスタート手順の間、予告信号が発せられてないクラスの艇は、スタート・エリアを回避しなければならない。【添付図C】にスタート・エリアを示す。

10.5 ゼネラル・リコールの際、艇に速やかに知らせるためレース委員会信号船以外のレース委員会船にも「第1代表旗」を掲揚する場合がある。ただし、レース委員会信号船以外の当該レース委員会船が行う「第1代表旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号及び規則29.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し又はフィニッシュ・ラインを移動し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

その後の変更で新しいマークを置き換える場合、そのマークは元のマークで置き換える。

12. レースの中止

- 12.1 スタート信号後にレースを中止する場合、艇に速やかに知らせるため、レース委員会信号艇以外のレース委員会艇にも、「N旗」「H旗の上にN旗」あるいは「A旗の上にN旗」を掲揚することがある。ただし、レース委員会信号艇以外の当該レース委員会艇が行う「N旗」の掲揚・降下については、規則レース信号「予告信号は、降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、また、音響の有無も無視されるものとする。これは規則レース信号および規則32.1を変更している。

13. フィニッシュ

- 13.1 フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上のオレンジ色旗を掲揚しているポールと、ポートの端のフィニッシュ・マークのコース側の間とする。
- 13.2 レース委員会は、フィニッシュ記録作業を補佐するため、フィニッシュ・ラインの外側にレース委員会船を配置することがある。

14. タイム・リミットとターゲット・タイム

- 14.1 タイム・リミットとフィニッシュ・ウィンドウ及びターゲット・タイムは、次のとおりとする。

クラス	タイム・リミット	マーク1タイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ	ターゲット・タイム
国際470級	80分	25分	15分	40分
国際スナイプ級	80分	25分	15分	45分

- 14.2 マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合、レースは中止される。ターゲット・タイムどおりにならなくても救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。
- 14.3 規則30.3及び規則30.4に違反しないでスタートした先頭艇が規則28.1に従いコースを帆走してフィニッシュから起算されるフィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった(DNF)』と記録される。これは規則35及びA4、A5を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議書は、プロテスト委員会事務局で入手できる。抗議、救済要求、審問の再開要求は、適切な時間内にプロテスト委員会事務局に提出しなければならない。
- 15.2 抗議締切時刻は、その日の当該クラスの最終レース終了後又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。この時刻は公式掲示板に掲示する。
- 15.3 レース委員会、テクニカル委員会又はプロテスト委員会による抗議の意思を、規則61.1(b)に基づき被抗議艇に伝えるために、当該委員会は陸上にて口頭で伝えるか、抗議の通告を掲示する。
- 15.4 審問の場所及び時刻、抗議の当事者又は証人として指名されたものを競技者に知らせるため、抗議締切時刻後30分以内に通告を掲示する。
- 15.5 付則Pに基づく規則42違反に対するペナルティを課された艇のリストは、レース終了後掲示する。
- 15.6 SI4.2、10.4、17.1、17.2、18、19、20、21、23、24、27及び規則77、付則G、レース公示の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則60.1(a)を変更している。
- 15.7 大会最終日での審問再開の要求は、次の時間内に提出しなければならない。この項は規則66を変更している。
(1) 再開を要求している当事者が前日に判決を通告された場合には、抗議締切時間内。
(2) 再開を要求している当事者が当日に判決を通告された場合には、通告後20分以内。
- 15.8 大会最終日では、プロテスト委員会の判決に基づく救済要求は、判決の掲示から20分以内に提出されなければならない。これは規則62.2を変更している。

16. 得点

- 16.1 大会の成立には、3レースを完了することが必要である。
- 16.2 クラス別のチーム順位は、実施された全てのレースにおける各チーム3艇の得点の合計とし、より得点の低いチームを上位とする。これは規則A2を変更している。クラス別のチーム得点がタイとなった場合は、規則A8の「艇」を「チーム」に置き換えて適用する。
- 16.3 総合得点は、両クラスに参加した大学の、両クラスの全ての得点の合計とし、より得点の低いチーム(大学)を上位とする。総合の得点がタイとなった場合には、当該チーム(大学)は同順位とし、その次の順位を欠位とする。
- 16.4 規則90.3(b)に規定された以下の規則に基づく失格(「DNE」)に対する得点は、参加艇数に5を加えた得点とする。これは規則A4.2を変更している。
 - ・規則2
 - ・規則30.4の最後の文
 - ・規則P2.2又はP2.3を適用する場合の規則42
 - ・規則69.1(b)
 - ・規則69.2(h)(2)
- 16.5 艇は、掲示されたレース又はシリーズの成績結果の中に誤りがあるとして訂正をレース委員会に要請することができる。この場合、艇は陸上本部に用意されている『得点照会要請書』に所定の事項を記入しなければならない。

17. 安全規定

17.1 【NP】【SP】出艇申告と帰着申告

(1) 出艇申告

当日のレースに出走しようとする場合は、各大学チーム代表者が、各日の8:00から9:00までの間に、『出艇申告書』の出艇確認欄に自大学チームの艇の出艇の有無を記入し、大会陸上本部に提出した後に帰着しなければならない。

ただし、『出艇申告書』提出時点で出艇が未確定の艇が、実際に出艇する場合は、陸上本部に準備された『出艇・帰着確認書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインをした後に帰着しなければならない。

(2) 帰着申告

陸上に帰着した艇は、その都度速やかに、陸上本部に準備された『出艇・帰着確認書』の帰着確認欄に、ヘルムスマン自身がサインをしなければならない。締切時刻はその日の当該クラスの最終レース終了後、又はレース委員会が本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から60分とする。

レース委員会は、正当な理由がある場合には、その時間を延長しなければならない。

(3) 一旦陸上に帰着し、再度出艇する場合は、陸上本部に設置された『出艇・帰着申告書』の出艇確認欄にヘルムスマン自身がサインした後に帰着しなければならない。

17.2 【NP】【SP】リタイアの報告

(1) リタイアしようとする艇は、速やかにレース・エリアを離れ、リタイアの意思を近くのレース委員会船又はプロテスト委員会船に伝えなければならない。

(2) やむを得ない理由により、海上で報告できずに陸上に帰着する場合は、帰着後速やかに、陸上本部にその理由を伝えなければならない。

(3) レースをフィニッシュした後にリタイアする場合は、その日の抗議締切時刻までに、陸上本部に「リタイア報告書」を提出しなければならない。

17.3 レース委員会又はプロテスト委員会は、艇が安全に帆走できないと判断した場合は、リタイアを勧告することができる。また艇が緊急救助を必要とするような危険な状態だと判断した場合は、強制的救助活動を行うことがある。この場合、艇からの救済の要求は認められない。これは規則60.1(b)を変更している。

18. 【DP】トラッキングシステム

18.1 レース委員会により準備されたトラッキングシステムの端末機器を指定された位置に搭載しなければならない。

18.2 端末機器は、S I 18.1 (1) で行われる出艇申告時に受け取ることができる。端末機器は、帰着申告時にレース申告受付所へ返却しなければならない。

19. 【NP】【DP】乗員の交替

19.1 海上で乗員を交替する場合は、最初の妥当な機会に参加艇もしくは支援艇 I よりレース委員会信号船に口頭で伝えなければならない。

陸上で乗員を変更する場合は、陸上本部にその旨を口頭で伝えた後に帰着しなければならない。

19.2 すべてのチームは、その日の全レース終了後、乗員の変更があった場合、抗議締切時刻までに『乗員名簿・変更届』を陸上本部に提出しなければならない。

20. 【NP】【DP】装備の交換

20.1 損傷又は紛失した装備の交換は、テクニカル委員会の事前の承認なしでは許可されない。

交換の要請は、最初の妥当な機会にテクニカル委員会にその旨を報告し、承認を得た後に行わなければならない。

20.2 海上で装備を交換する場合は、最初の妥当な機会にレース委員会信号船に装備の交換がある旨を伝え、帰着後に『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承認を受けなければならない。

ただし、海上においてメインセールの交換が認められた場合、その日のその後のレースに限り、識別番号の貼付けは免除される。その場合、レース委員会がその艇に準備した識別番号以外の識別番号をメインセールの貼付けていてはならない。

20.3 陸上での交換要請には、陸上本部で入手できる『装備交換申請書』をテクニカル委員会に提出し承認を得ること。

21. 【NP】【DP】装備と計測のチェック

艇又は装備は、クラス規則、レース公示及び帆走指示書に従っていることを確認するため、いつでも検査されることがある。レース委員会により指定された艇は、検査のために直ちに水上又は陸上の指定されたエリア・場所に向かうか、もしくは艇を持ち込まなければならない。

2.2. 運営艇の識別

22.1 運営艇の識別は以下の通りとする。

運 営 艇	識 別 旗
レース委員会艇	白地に赤字 『RC』
プロテスト委員会艇	赤地に白字 『PROTEST』
レスキュー艇	緑地に白字 『RESCUE』
テクニカル委員会	白地に赤字 『MEASUREMENT』
報道艇	桃地に黒字 『MEDIA』
VIP艇	水色地に赤字 『VIP』

22.2 紛失等による運営艇の識別旗の非掲揚は、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。

2.3. 【NP】【DP】支援艇

- 23.1 支援艇は、D旗掲揚10分後より、陸上本部に準備された『出艇・帰着申告書』の出艇確認欄にサインをした後に出艇しなければならない。
- 23.2 支援艇の帰着申告は、陸上本部に準備された『出艇・帰着申告書』の帰着確認欄にサインをすることで行う。締切時間はその日の最終レース終了時刻後60分とする。
- 23.3 支援艇は、水上にいる間、大会本部で貸与する識別旗を目視ができるよう掲揚しなければならない。識別旗は、支援艇Ⅰは黄緑色旗、支援艇Ⅱは緑色旗とする。
- 23.4 支援艇Ⅰについては艇種毎に1艇とする。両艇種に出場の場合 支援艇Ⅰは最大2艇とする。
- 23.5 支援艇は外部より視認できるよう大学名を記したものを掲示しなければならない。
- 23.6 支援艇は、レース委員会船及びプロテスト委員会船を妨げてはならない。またレース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。
- 23.7 支援艇は、最初にスタートするクラスの予告信号の時刻から、すべての艇がフィニッシュするかもしくはリタイアするか又はレース委員会が延期、ゼネラル・リコール若しくは中止の信号を発するまで、艇がレースをしているエリアの外側にいなければならない。またスタート・ラインの延長線上にはならない。(【添付図D】参照のこと。)
- 23.8 支援艇は、レース委員会及びプロテスト委員会の無線通信を傍受してはならない。
- 23.9 参加艇の安全な出艇を確保するため新西宮ヨットハーバースロープより下架出艇する支援艇は『D旗』掲揚後 15分間は出艇してはならない。
- 23.10 支援艇は、ハーバー内においては、引き波を立てないようデッドスローで航行しなければならない。
- 23.11 レース委員会船に『数字旗8』が掲揚された場合、『支援艇は、艇がレースをしているエリアを含む全エリアにおいて、危険な状態にある艇を可能な限り速やかに救助しなければならない。』ことを意味する。この信号はレース中であっても発せられることがある。この場合、S I 2 4. 4, 2 4. 5は適用しない。
- 23.12 レース委員会又はプロテスト委員会は、支援艇のレース公示の支援艇条項及びS I 2 4. 1違反を申し立てて、その支援艇の関与する艇を抗議することができる。
プロテスト委員会は、審問においてその支援艇が違反したと判定した場合、その支援艇の関与するチームの艇にペナルティーを課すことができる。違反を申し立てられた支援艇の代表者は、プロテスト委員会から要請された場合、この指示に基づく審問に出席しなければならない。
- 23.13 支援艇は、関与するチームの艇が帆走不能となり、陸上に帰着する必要がある場合は、当該艇の陸上帰着を、責任を持ってサポートしなければならない。
- 23.14 支援艇のドライバーは、水上でエンジンを掛けている間、キルコードを着用しなければならない。

2.4. 【NP】【DP】ごみの処分

24.1 ごみは、支援艇または大会運営艇に渡してもよい。

2.5. 賞

賞は次のとおりを与える。

クラス	優勝旗(持ち回り)	賞状	賞品
国際470級	1位	1位～6位	1位～3位
国際スナイプ級	1位	1位～6位	1位～3位
総合	1位	1位～6位	1位～3位

2.6. 責任の否認

競技者は、完全に自己の責任でこのレガッタに参加する。規則4「レースをすることの決定」参照。主催団体は、レガッタ前、レガッタ中又はレガッタ後と関連してこうむった物的損傷又は人身傷害若しくは死亡に対するいかなる責任も負わない。

27. 【DP】大会役員、競技役員からの指示に対する遵守

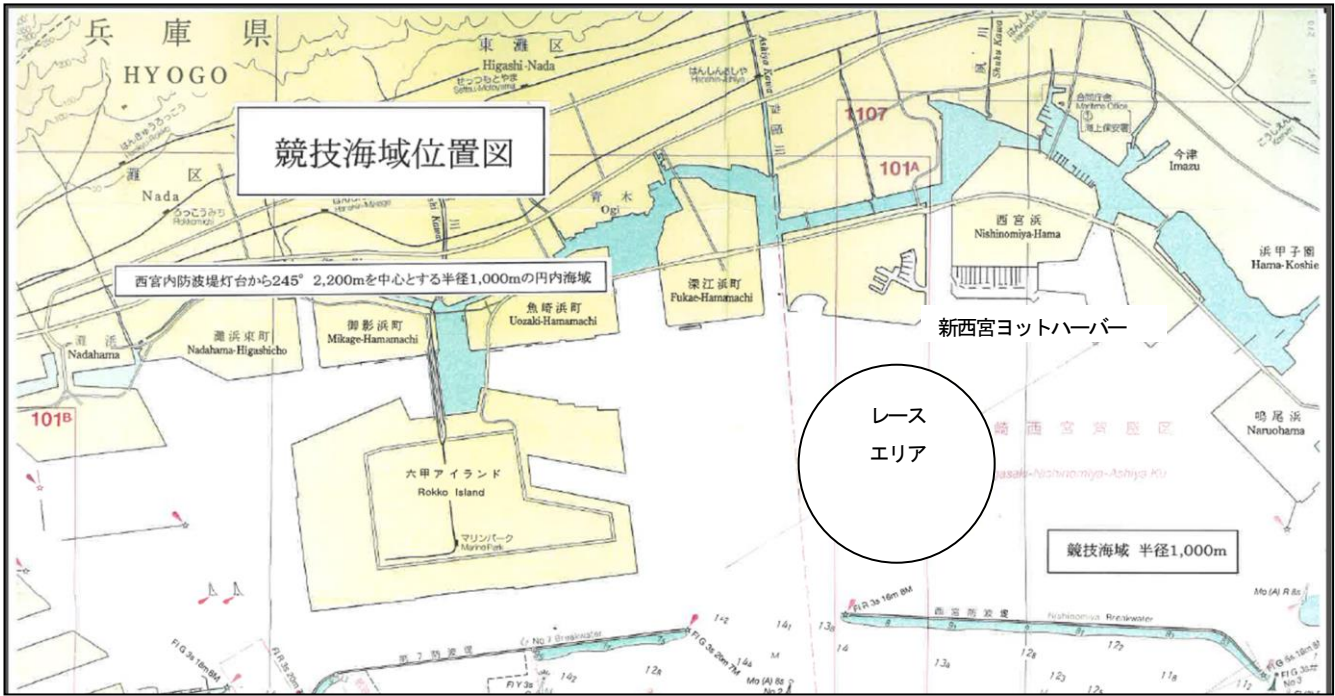
競技者および支援者は、大会役員、競技役員からの合理的な理由に基づく指示に従わなければならない。

28. 大会期間中の競技者の肖像権

選手は、本大会に参加することにより、大会期間中の選手または本大会における選手の装備に関する動画、スチール写真および撮影された映像またはその製版について、対価を求めることなく、主催団体に独自の判断で使用する権利を与えるものとする。

以 上

【添付図 A】 レース・エリア



【添付図 B】 コース見取り図 (トラペゾイド・コース)

アウトター・ループ

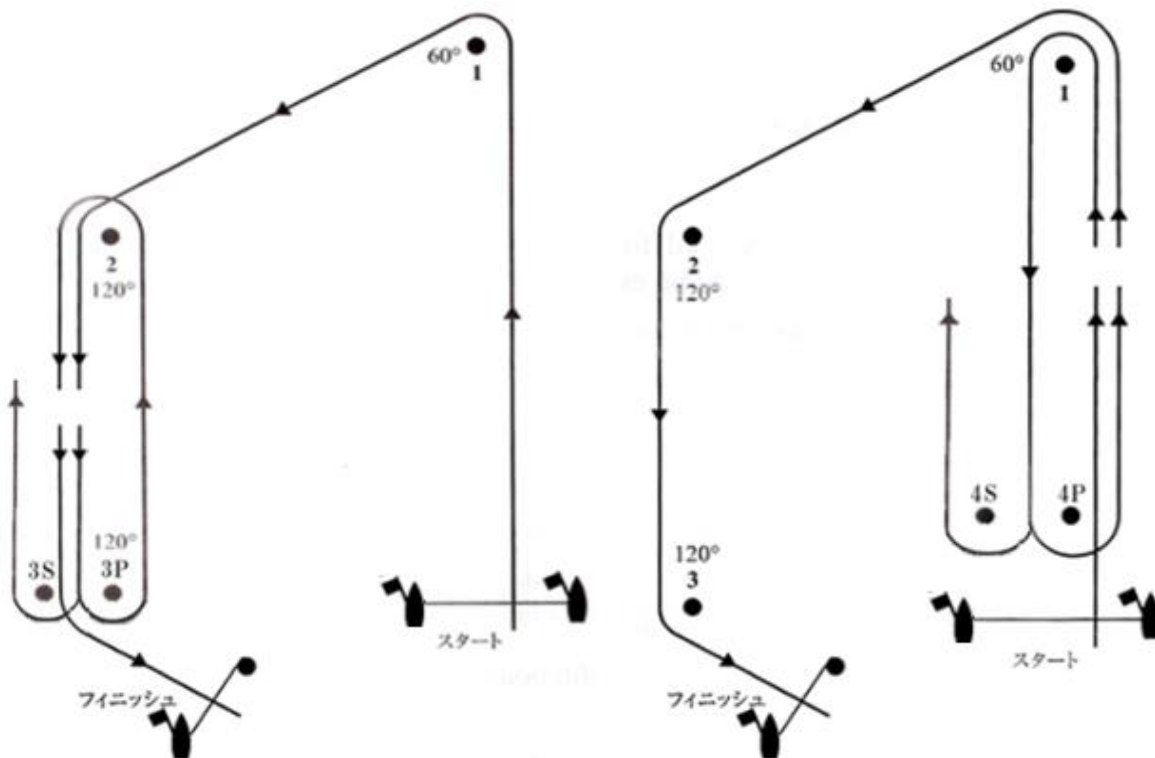
O2 : Start-1-2-3 S/3 P-2-3 P-Finish
inish

O3 : Start-1-2-3 S/3 P-2-3 S/3 P-2-3 P-Finish
-2-3 P-Finish

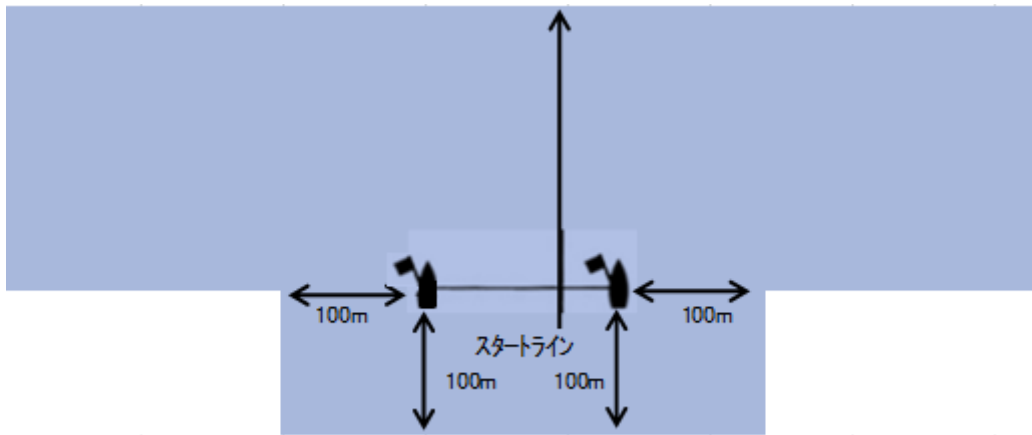
インナー・ループ

I2 : Start-1-4 S/4 P-1-2-3 P-F

I3 : Start-1-4 S/4 P-1-4 S/4 P-1



【添付図 C】 S I 1 0. 4に規定するスタート・エリア



【添付図 D】 S I 2 3. 7に規定する「艇がレースをしているエリア」

※ 全ての支援艇は、レース中、破線の内側に入ってはならない。

